

確定申告 始まります

所得税の確定申告と町県民税の申告期間は

2月16日 金 ~ 3月15日 木

所得税の確定申告が必要な人

○個人事業者や、農業・不動産所得のある人、年金をもっている人、土地・建物を売った人などで、所得税額が発生する人

○サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える人や、給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人

申告会場が変更になります

昨年から、法の改正により、申告者数が600人ほど増加しました。

また今年からは、団塊の世代の退職で毎年100人を超える定年退職者が新たに確定申告することが予想されます。さらに平成23年に計画されている地方税一元化機構の業務が開始されると、町の税務課は無くなることも想定されます。

このような状況の中、申告書は自分で作成して申告するという本来の形に近づけるため、集団指導方式や質問回答方式に移行していく必要があります。

この申告方式の変更は、小

さな会場では対応できないので、今年から従来の申告会場の統廃合を行うことになりました。詳しくは左のページをご覧ください。

申告書は自分で書いて郵送で申告できます

税務署から送られてきた申告書に同封されている「手引き」を読めば、どなたでも、ご自宅で申告書を作成することができます。

ご自分、家族、あるいは知り合いにインターネットをされている方がいれば、国税庁のホームページの申告書作成コーナーを利用し、申告書を作成することができます。

案内にしたがって必要事項を入力していけば、数分程度で申告書を作成することができます。作成した申告書は島田税務署（島田市扇町2-2）に郵送するか、役場窓口に出してください。

また、事前に届出することで申告書の送付を要しない電子申告をすることもできます。

国税庁ホームページ
アドレス
<http://www.nta.go.jp>

年金受給者対象の説明会で申告できます

昨年行った、年金受給者対象の確定申告説明会を今年も行います。

税務署員の指導により申告書の作成と提出がその日のうちに済ませることができます。

対象者には税務署から通知しますので、ぜひ説明会を利用してください。

町の申告納税相談を利用し申告できます

個別相談を希望される方は従来どおり受付順に相談しますが、ご自分で申告書を作成してきた方は、短時間で申告が済むように、自主申告者に対応する職員を各会場に配置します。

巡回相談日に都合の悪い方を対象にした日曜納税相談を今年も2回行います。

明細書や内訳書は事前に作ってきてください

①収支内訳書や医療費の明細書を記入してきた人を優先して申告相談をします。

②内訳書や明細書を書いてこ

ない人は内訳書・明細書が完成してから申告相談をします。

③ご自分で申告書を書いたけれどチェックしてもらいたい人や、住民税の簡易な申告の人は、自分で申告書を完成させて申告完了です。

申告には次のものをご用意ください

●税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書
●印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの
●給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

●医療費控除を受ける人
医療費の明細書（役場にあります）一人別病院別に仕分けして記入してください

●住宅取得控除を受ける人
住民票の写し、契約書、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など

●譲渡・山林所得のある人
契約書など譲渡の内容や、入金の日が分かるもの

●その他の所得がある人
支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

●その他の所得がある人
支払い明細書や契約書など所得の内容や、入金の日が分かるもの

平成18年分所得税確定申告・平成19年度町県民税申告の日程と会場

問い合わせ：本庁税務課 ☎ (56) 2223

◆年金受給者のための確定申告会

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。

該当する方には、日時と会場の案内を送付しました。開始時間に遅れないようお越しください。

◆営業・事業者のための申告相談

※受付時間は 午前10時～午後3時30分まで

相談内容	月 日	会 場	担 当
営業・事業者の納税相談	2月21日(水)・27日(火)	山村開発センター (役場本庁隣)	島田税務署
無料納税相談 (消費税の納税相談)	2月23日(金)		税理士

◆地区巡回相談日

*午前の受付は9時から行い、各会場の午前中の定員になり次第、午後の申告となります。

午後の受付は午後1時～3時まで行います。※正午～午後1時までには申告を行いません。

本川根地区 ※全会場、午前・午後とも申告を行います。なお坂京地区の申告受付時間は9時～12時です。

対象地区	月 日	会 場
坂京	2月16日(金)	坂京地区会館
接岨・平田	2月19日(月)	梅地公民館
桑野山・沢間	2月20日(火)	桑野山会館
千頭西・千頭東 寺馬	2月22日(木)	役場総合支所
	2月23日(金)	
奥泉・大谷・八木・ 川細・大間	2月26日(月)	奥泉地区集会所
青部・崎平	2月27日(火)	崎平地区集会所

対象地区	月 日	会 場
全地区対象	3月 2日(金)	役場総合支所
小長井・平栗	3月 5日(月)	町文化会館
	3月 6日(火)	
田代・柳三・上岸 前山・洗富・小幡	3月 8日(木)	町文化会館
	3月 9日(金)	
全地区対象	3月13日(火)	役場総合支所
	3月14日(水)	
	3月15日(木)	

中川根地区 ※全会場、午前・午後とも申告を行います。

対象地区	月 日	会 場
久野脇	2月16日(金)	久野脇集会所
水川・田野口	2月19日(月)	山村開発センター
	2月20日(火)	
上長尾・高郷 八中・梅高	2月21日(水)	山村開発センター
	2月22日(木)	
	2月23日(金)	
久保尾	2月26日(月)	久保尾集会所
地名	2月28日(水)	地名集会所
下長尾・瀬平	3月 1日(木)	下泉高齢者
下泉・壺町河内	3月 2日(金)	コミュニティセンター

対象地区	月 日	会 場
徳山 1～11組	3月 5日(月)	徳山コミュニティ 防災センター
徳山 12～22組	3月 6日(火)	
徳山 23～33組	3月 7日(水)	
藤川 1～12組	3月 8日(木)	藤川集会所
藤川 13～21組	3月 9日(金)	
全地区対象	3月13日(火)	山村開発センター
	3月14日(水)	
	3月15日(木)	

◆日曜日の納税相談

川根本町全域

※受付時間は 午前9時～正午、午後1時～3時まで

※会場の混雑をさけるため、今年も日曜日に納税相談を行います。

指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。なお両会場、午前・午後とも申告を行います。

対象地区	月 日	会 場
全地区対象	2月25日(日)	役場総合支所

対象地区	月 日	会 場
全地区対象	2月18日(日)	山村開発センター